

最低賃金適用業種

内航鋼船・ 木船運航業

(サルベージ業に従事する船舶を除く)

国土交通大臣決定

- ・鋼 船

地方運輸局長決定

- ・鋼船(平水区域)
- ・鋼船(沿海区域の
100G/T未満)
- ・鋼製はしけ
- ・木 船

海上旅客運送業

国土交通大臣決定

- ・遠洋・近海区域
- ・沿海(100G/T以上)

地方運輸局長決定

- ・平水区域
- ・沿海区域(平水区域から2時間
以内で往復できる区域・100G/T以上)
- ・沿海(100G/T未満)

漁 業

国土交通大臣決定

- ・かつお・まぐろ漁業
- ・大型いか釣り漁業

地方運輸局長決定

- ・沖合底びき網漁業
- ・大中型まき網漁業